

平成17年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成17年7月28日(木) 午後2時30分～

2 会 場 宇都宮市役所 16中会議室

3 出席委員

被保険者代表 渡辺 通子 委員 小林 睦男 委員 黒後 久 委員

池田 順一 委員 新 由美子 委員 半田 和男 委員

吉澤 亜希子 委員

保険医・ 五味渕 秀幸 委員 中澤 堅次 委員 大和田 恒夫 委員

保険薬剤師代表 藤井 卓 委員 小林 豊 委員 高橋 映夫 委員

公益代表 阿久津 均 委員 西 房美 委員 荒川 恒男 委員

岡本 治房 委員 久保井 忠男 委員 笹野 美枝子 委員

坂本 千代子 委員

被用者保険代表 船木 敏夫 委員

(以上21名)

4 欠席委員

保険医・保険薬剤師代表 土川 康夫 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 福田 雅行 委員

(以上3名)

5 出席職員

市民生活部長 木村 光男 市民生活部次長 菊池 芳夫

国保年金課長 増渕 明 国保年金課補佐 森山 和夫

管理係長 栃木 邦雄 保険給付係長 赤羽 丈夫

保険税係長 相沢 良一 収納係長 加藤 明男

管理係総括主査 増山 計枝

6 会議録署名人 渡辺 通子 委員 五味 秀幸 委員 (議長指名)

7 付議事項

報告第1号 国民健康保険の概要について

報告第2号 平成16年度 国民健康保険特別会計の決算状況について

報告第3号 基金の保有状況について

報告第4号 平成17年度 国民健康保険税の賦課状況について

事務局より説明

(開会 午後2時30分)

【事務局】 定刻となりましたので、只今から平成17年度、第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

今回は、今回は2年ごとの委員改選時期でありますので、市長から委嘱するところではありますが、時間の関係上、委嘱状を机の上に置かせて頂きましたので、ご了承頂きたいと存じます。

まず始めに、市長挨拶でございますが、市長はただ今所用のため外出しておりますので、戻り次第、ご挨拶を申し上げます。

次に、今回はじめての会議ですので、委員の皆様をご紹介申し上げます。

本協議会の構成委員数は、被保険者を代表する委員7名、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名、公益を代表する委員7名、被用者保険等保険者を代表する委員3名の、計24名で構成されております。まず、委員の皆様方をご紹介いたします。

(委員紹介)

【事務局】 なお本日は、保険医・保険薬剤師を代表する委員の土川委員、被用者保険等保険者を代表する委員の五月女委員、福田委員につきましては、欠席の連絡を頂いて

おります。

続きまして、職員の紹介に移ります。

(職員自己紹介)

次に、臨時議長の選出でございますが、本日は初めての会議でありますので、現在、会長及び会長職務代理者が決まっておりません。規則により臨時議長を選出して、会議の進行をお願いすることになります。事務局としては、黒後委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

それでは、黒後委員には議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

**【臨時議長】** それでは、私が会長選出までの間、議長の役を努めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、事務局から定数の報告を求めます。

**【事務局】** 本協議会の定数は、24名であります。本日、出席されている委員の方は、21名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立することをご報告いたします。

**【臨時議長】** 次に、会議録署名人の選出に移りますが、これは、宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、議長の外2名は、会議始めに議長が会議に諮って決める、ということになっておりますが、議長一任としてよろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

**【臨時議長】** 異議なしとの声がありましたので、渡辺委員と五味渕委員に、お願いいたします。

次に、会長の選出に移ります。事務局の説明を求めます。

【事務局】 お手元の参考資料をご覧ください。会長の選出につきましては国民健康保険法施行令により、会長は「公益を代表する委員の中から選ぶ」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則により、「委員の皆様にも異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。従来、本市では慣例によりまして、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところでもありますので、今回もこの方法で選出していただければ、と考えているところでもあります。よろしくお願いいたします。

【臨時議長】 お諮りいたします。只今、事務局から説明がありましたように、指名推薦により会長を選出することとして、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【臨時議長】 異議なしとの声がありましたので、どなたか推薦をお願いいたします。

【小林睦男委員】 会長には「岡本治房委員」が適任と思われますので、推薦いたします。

【臨時議長】 只今、小林睦男委員から、会長には「岡本治房委員をお願いしては。」との発言がありましたが、いかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【臨時議長】 異議なしとの声がありましたので、本協議会の会長は「岡本治房委員」と決定いたします。皆様方のご協力によりまして、新しい会長が無事決定いたしました。これをもちまして、議長職を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【事務局】 黒後委員、ありがとうございました。

それでは、ただ今、会長に選出されました岡本委員には、会長席にお移りいただきご挨拶をお願いいたします。

【会 長】 只今、皆様方のご推挙により、会長に指名されました岡本でございます。本日は、皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

国民健康保険事業につきましては、近年の経済情勢を反映して、国保への加入者が増加の一途をたどっております。加えて、急速な高齢化に伴い、医療費は大幅に増加しております。

一方で、保険税の収納状況は、なかなか好転せず、毎年、厳しい事業運営を強いられている状況にあり、本市の国民健康保険事業も例外ではございません。

このような中にありまして、本協議会は、被保険者の皆様方が、安心して医療が受けられ、国民健康保険事業が健全かつ安定的に事業運営できますよう、その役割を十分に発揮してまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様方におかれましても、今後2年間、特段のご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。

**【事務局】** ありがとうございました。このあとの会議の進行につきましては、岡本会長に議長をお願いいたします。

**【議長】** はじめに、会長職務代理者の選出を行います。

事務局の説明を求めます。

**【事務局】** 会長職務代理者は、会長同様、「公益を代表する委員の中から選ぶ」となっております。選出方法につきましては、会長選出と同様に、慣例により指名推薦による選出としておりましたので、今回も同様に指名推薦でお願いしたいと思います。

**【議長】** それでは、ただ今の事務局の説明のとおり指名推薦により選出することとして、よろしいでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

**【議長】** 異議なしとの声がありましたので、そのように決定します。

推薦をお願いいたします。

**【久保井委員】** 「笹野委員」を推薦いたします。

**【議長】** 只今、久保井委員から「笹野委員」との推薦がありましたがいかがでしょうか。

(委員より「異議なし」の声)

【議長】 異議なしとの声がありましたので、会長職務代理者は「笹野委員」に、お願いいたします。

【議長】 それでは、議事に移ります。

「報告第1号 国民健康保険の概要について」事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【渡辺委員】 出産費の貸付は、産前産後のいつ頃から申請できますか。

【給付係長】 出産予定日の1ヶ月前から申請ができます。

【西委員】 市役所の職員が、皆、今入っている保険をやめて、国民健康保険に加入できないか。

【国保年金課長】 地方公務員の場合は、共済組合の保険に加入することになっていますので、制度的に国民健康保険の加入者にはなりません。

【西委員】 強制ではなく、任意ですよ。地方職員は若い人が多いから負担する人は多くて、病気になる人が少ない。たくさん国保に入ってくれば、その分、保険税が安くなる。進んで国保に入りたい。

【国保年金課長】 国民健康保険は共済組合や社会保険に入っていない方が入る制度です。公務員の場合は身分保障という点で共済組合なので、国保に加入するのは身分上難しいと思われます。

【議長】 よろしいでしょうか。外に何かありませんか。ないようですので、次の議題に移ります。「報告第2号 平成16年度国民健康保険特別会計の決算状況について」と「報告第3号 基金の保有状況について」であります。この2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【中澤委員】 老人保健拠出金に医療費と事務費があるのはなぜか。

【管理係長】 医療費拠出金は、老人の医療給付に対するもので、事務費拠出金は、審査・支払等の事務に対するものです。

【荒川委員】 国民健康保険特別会計が大変厳しい状況にあって、苦しい事業運営をしている。保険税の収納状況も思わしくない中で、平成16年度の短期被保険者証・資格証明書の交付状況はどのようになっているか。

また、歳入決算の中で、一般会計からの繰り入れの内訳はどのようになっているのか。特に、法定分以外の部分はどのようになっているのか。

次に、歳出決算の中で、移送費については歳出額がゼロとなっているが、これはどういう理由か。市民が移送費のことを知らないためにゼロということならば、もっとPRに力を入れるべきではないか。移送費の支出のついては何か基準があるのか。

さらに、介護納付金については、先ほど補助金と税収で賄うという説明があったが、歳出に対する歳入の内訳を教えてください。

最後に、保健事業費においては、脳ドックは予算を上回る受診者数であったから良いが、人間ドックは下回っており、特に健康診査では昨年を大きく下回っている。医療費の増加を抑えるためにも、また、市民の健康保持の観点からも保健事業は大変重要であるので、この辺についてもどのように考えているのか伺いたい。

【事務局】 平成16年度における短期被保険者証・資格証明書の交付状況については、短期被保険者証の3ヶ月証が2,312件、6ヶ月証が3,435件で、資格証明書が2,206件となっている。

一般会計からの繰り入れについては、国からの通知によるルールに基づくものとして、保険税軽減相当額の補填としての基盤安定繰入金と、一般事務費や職員給与費、

及び出産育児一時金の3分の2となっている。その他のものとしては、保険税の全期前納報奨金としての納税報奨費と財政安定化支援分がある。この財政安定化支援については、保険税の減免に対する費用など国保財政に対する支援として基本的には定額で1億円を繰り入れるというもので、いわゆる赤字補填とは趣旨を異にするものである。

移送費については、法に基づく要件を満たした場合に支払われるが、現在では医療機関への移送は救急車によるものがほとんどで、自家用車やタクシーなどによる場合はごくまれにしかないので、支出額がゼロになっている。

介護納付金については、歳出としての介護納付金約23億5千万円に対し、歳入として保険税収入が約8億7千万円、国庫補助金が約12億円、基盤安定繰入金約4,900万円となっており、その差額約2億2千万円を給付基金からの繰り入れで賄っている。

保健事業費については、人間ドックの申込者は予算の250人を上回る数であったが、実際の受診者が177人であったということで、基本健康診査については、国保の補助対象者だけが減ったということではなく、全体の受診者数が昨年度を大きく下回ったもので、その原因の主なものとしては、従来は受診案内を各人に対し誕生月に通知していたものを、今年度から世帯単位で4月に一斉に通知したことにより、受診を忘れて通知をなくしたりしたことによるものと考えられる。

【議長】 外にご質問はありませんか。ないようですので、次に、「報告第4号 平成17年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 ただ今、市長がお見えになりましたので、ご挨拶をいただきたいと思います。

【市長】 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第1回 国民健康保険 運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。



このたびは、前任者の任期満了に伴い、皆様方に委員をお願いしたところ、快くお引き受けいただきまして、改めてお礼申し上げます。これから2年間、よろしくお願いいたします。

皆様方もご存知のとおり、近年、年金や医療保険などの社会保障制度に対する市民の関心が、非常に高まっており、国保事業の重要な事項について審議いただく国民健康保険 運営協議会の役割は益々重要となってきております。

特に、国民健康保険は、長引く景気の低迷や無職者の方々が多数加入していることなどから、保険税の収入が伸び悩んでおります。

その一方で、高齢者の増加に伴い、医療費が大幅に増えており、また、全国的な介護サービスの拡大により、国への介護納付金も急激に増加しているため、国民健康保険の財政は大変ひっ迫している状況です。

このように、国民健康保険を取り巻く環境が依然として厳しい中、市民の皆様が安心して医療を受けていただくため、昨年度は税率の改定について、活発なご協議をいただいたところです。

今後は、この税率改定を実のあるものにするためにも、収納率の向上や医療費の適正化などの山積する課題に、これまで以上に積極的に取り組まなければならないと考えています。

現在、国では、保険者の再編や高齢者医療制度の見直しなど、医療保険制度の抜本的な改革について検討を行っています。本市でも、国の動向について情報を集めながら、迅速かつ適確な対応をとっていきたいと考えています。

委員の皆様には今後とも、本市の国民健康保険事業の健全な運営のため、活発な意見の交換をお願いするとともに、より一層のご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝と、益々のご活躍を祈念申し上げまして、挨拶といたします。

(市長退席)

【議長】 それでは、引き続き「報告第4号」につきまして、質疑をお願いします。

【阿久津委員】 保険税額の予算のたて方は、どのようにするのか。それと、給付基金は16年度9億2千万円取り崩しているが、この調子でいくと、今年度でほとんど使い切ってしまう、18年度は残っていないということになってしまうのか。そのところを教えてください。

【管理係長】 保険税は、被保険者の所得金額・資産税額、被保険者数、世帯数にそれぞれの率や単価をかけた額から軽減額を控除した調定額に、収納率を考慮して税額を算出している。

【国保年金課長】 基金については、現在約10億円の保有があります。17年度については、税率の改定を行いまして、試算では2年間をみて改定しております。今年度につきましては、基金の取り崩しは、あっても1～2千万円程度とみています。来年度につきましては、5～6億円程度の取り崩しを予定しています。18年度末には、4～5億円の額が残る見込みです。

【阿久津委員】 ありがとうございます。予算の方をもう少しお聞きしたいのですが。9ページに載っている現年度と過年度の調定額を足したものが予算現額になるものだと思っていたが、そうではないようなので、その理由が知りたい。

【管理係長】 調定額に見込みの収納率をかけたものが予算現額になっています。

【議長】 外にご質問はありませんか。ないようですので本日の案件は全て終了となりました。その他事務局で何かありましたらお願いします。

【事務局】 次回の会議は来年2月頃を予定しています。案件は、平成18年度の当初予算の状況についてご報告させていただきます。日程につきましては、会長とご相談して早めに連絡いたします。

【議長】 先程、市長の挨拶の中にもありましたように、私たち運営協議会としても、本

市の国民健康保険事業が円滑に運営できますよう、委員一同協力をしまして、努めて参りたいと存じます。これを持ちまして本日の会議を終了させていただきます。長い時間熱心なご討議をいただきましてありがとうございました。

【事務局】 以上を持ちまして閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員